

障害者雇用率の水増し問題に強く抗議し、徹底究明と再発防止を求める意見書
(案)

中央省庁が雇用する障害者数を「水増し」した問題で、厚生労働省が調査結果を発表しました。それによると、中央省庁など33行政機関の8割を超える27機関が、昨年の障害者雇用数を計6867.5人と公表していたのに対し、実際は3407.5人余と、半数にも届いていない実態が明らかとなりました。

障害者法定雇用率を下回った民間企業に対しては、納付金の徴収を課す事実上の罰則があります。しかし国の機関には、そのような罰則はありません。障害者雇用促進法に基づき民間企業を指導する中央省庁が、実際と異なる数字を使い、あたかも目標を達成しているかのように偽るといふ、障害者行政への信頼を根本から覆す、裏切り行為そのものです。

水増しにより、本来雇われるべき機会のあったはずの多数の障害者が働く場を奪われたことは、障害者差別を解消していくべき国の責任放棄、国民への背信行為です。

本県においても調査を行ない、2017年度に118名の手帳未確認者がいることがわかっています。県は、厚生労働省が示すガイドラインに基づかずに算入し報告していたとして、本議会としても強く改善を求めています。

政府においては、障害者が差別なく生き生きと働き暮らせる社会をつくることこそ、障害者雇用促進法のめざす国の在り方ととらえて、雇用率達成へ真摯に努力すべきです。早急な実態把握と原因の徹底究明を行い、再発防止及び障害者雇用促進法の適正な実施と障害者差別の撤廃に全力をあげるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月 日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

茨城県議会議長 山岡 恒夫